

第1回美瑛町自治推進委員会 議事録

1 開催日 令和5年11月6日(月) 午後4時から午後5時10分

2 場所 美瑛町役場2階会議室

3 出席者

(1) 委員 井城恵子、岡田孝子、小杉留美子、菅井友梨、高石璃乙、中山洋明、橋本大輔、松田和文

(2) 町 角和町長、新村課長、真鍋補佐、餌取係長、齋藤係長、結城主事、齋藤主事

4 議案 別紙のとおり

5 議事 次のとおり

(新村課長) 皆さまこんにちは。本日は、初めての開催となります美瑛町自治推進委員会にご出席をいただきまして大変ありがとうございます。また、お忙しい中、そして今日雨模様ということで、足元の悪い中、ご出席をいただきまして大変ありがとうございます。

本委員会の開会に先立ちまして、町長より委嘱状の交付を行います。お名前を申し上げます。(町長から順に交付)

それでは委員会の開催に先立ちまして、角和町長からご挨拶をお願いいたします。

(角和町長) 皆さま改めまして、こんにちは。本日は、自治推進委員会の委員への委嘱状を今交付させていただきました。皆さま大変お忙しいお立場の中でございますけれども、快くお受けいただきまして本当にありがとうございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

自治推進委員会でございます。今年4月に美瑛町自治基本条例が施行されました。この条例そのものが、まちづくりに町民の皆さんが関わっていき、町民の皆さまの声を町政に直接反映させていく、そういう仕組みづくりを一番にした条例でございます。これができたことによりまして、町民主体の自治、町民が主人公のまちづくりを進める、その法律的な基盤ができたかなと思っております。

ただ、その仕組みができただけでは、本当に町民参加が進んでいるのかどう

かというのは、まだわからないところがございます。本当にこの条例の趣旨が、生き生きとしたもので実際に動いていかないと、せっかくみんなで作った条例に命が宿っていかないということになってしまいます。

私達行政側の職員は、この条例に従っていろいろな事業を進めるときに、町民の皆さまからいろんな意見をお聞かせいただくことになる。「これでいいですか」、「町民の皆さまどう思ってますか」ということをお聞かせいただき、また、意見をいただくそういう機会を今まさにもう作って動き始めているところですが、それが本当にこの条例の趣旨に合ってるのかどうか、ここまではまだ違うんじゃないの、町民の立場からしたら、ここはまだもう少しこうした方がいいんじゃないのとか、いろいろなご意見があるかなと思っております。

そういうような、この条例を本当にいきいきと町民の皆さんのためのものにするために、皆さまからご審査いただくといいますか、皆さまに見ていただいて、町行政の在り方、本当に条例にのっとってるよ、あるいはまだ足りないよっていうところを、これから皆さまの感覚でお話をいただくという、そういう大事な委員会という位置づけにさせていただいております。

美瑛町内にいろいろな委員会がありますけれども、もちろんその各委員会に上下はないですが、まちづくりの一番基本的なところに本委員会が位置づけられており、皆さまに町民の立場で関わっていただくという意味では本当に大きな重責を担っていただくということです。私どもは感謝申し上げますけれども、大変重たい重要な委員会だという位置づけで、私達も臨んでいるところがございますので、どうぞ皆さま方から活発なるご意見を賜りたいなとお願いする次第でございます。

そして美瑛高校からお二人で参加していただいております。美瑛町のこれからのまちづくりを進めていくのは、おそらく大人達だけではないというところで、未成年の方々の感覚、意見、こうした方がいいんじゃないのっていうところも一杯これから出てくるのかなと思っておりますが、参加いただきまして本当にありがとうございます。どうか、積極的に臆さず、自由に発言をしていただきたいと思います。

これから始まる委員会ですので、私どももちょっと試行錯誤の部分ございま

すけれども、どうか皆さまで温かい目で見ていただき、また育てていただきたいなどお願いを申し上げまして、簡単でございますけれども挨拶に代えさせていただきます。これからどうぞよろしくお願ひいたします。

(新村課長) 続きまして今回初めての委員会ということになりますので、具体の議案に入る前に自己紹介をお願いしたいと思います。

(自己紹介)

(町長退席)

(新村課長) 以降の進行につきましては、この後、会長、副会長を選任いただくまで、私の方で進めさせていただきます。

それでは、お手元の議案の5番目になりますが、会長及び副会長の選出として、まず、会長、副会長を決めるところから始めていきたいと思ひます。

「皆さんどうですか」と言ひましてもなかなか出てこないのが常でございますので、皆さんのご了解をいただければ、事務局案という形で、ご提案をさせていただきますがいかがでしょうか。

(はいの声)

ありがとうございます。それでは事務局案としまして、会長には中山洋明さん。それから副会長につきましては、井城恵子さんをお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(はいの声)

ありがとうございます。それでは、会長に中山さん、副会長に井城さんということで、お願いさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

これ以降の進行については、会長にお願ひすることとなりますが、先ほど町長の方からですね、「この委員会の皆さんは重責を担うこととなりますがよろしくお願ひします」というような話もあったんですが、確かに重責ではあると思うんですけども、あまり硬くなるとちょっと意見も出づらくなるものですから、なるべく意見を出しやすいような、そういった会議にしていきたいというふうに思っています。それから、皆さんまだこの自治基本条例って何っていうところからスタートかなというふうに思っていますので、あまり最初から難しいテーマ設定にはせず、少しずつ理解を深めていただければというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

それでは以降の進行について、中山会長にお願いしたいと思います。

(中山会長) それでは、大変恐縮なんですけども、司会進行とってお付き合
い願えればと思いますので、よろしくお願いたします。

では、早速進めさせていただきます。それでは議案の(2)になります。「美
瑛町自治基本条例について」ということで、ご説明いただきたいと思います。

(斎藤係長) それでは議案の(2)「美瑛町自治基本条例について」というこ
とで、まちづくり推進課の方からご説明させていただきますと思いますので、
よろしくお願いたします。

自治基本条例ですが、先ほど町長からのお話の中にもありましたとおり、今
年の4月に施行されたところでございます。町民が主役のまちづくりを進める
ために作られたものでありますので、この条例を作る作業自体も、町民の皆さ
んとともに長い時間をかけて進めた経緯でございます。その経緯ですとか、自
治基本条例の内容について、本日ご紹介させていただければと思っております
ので、よろしくお願いたします。

(結城主事) よろしくお願いたします。皆さまにおかれましては、自治推進委員
ということで、先ほどから、先ほど町長からもお話あったとおりですね、自治
基本条例の運用について審議して、意見を言っていたいたり、なかなか難
しい重責ということだったんですけども、その以前にですね、そもそも「自治
基本条例とはなんぞや」と皆さんおっしゃってましたけども、その部分につ
いてお話させていただければと思います。

まず、1ページ目の下のスライドになります。自治基本条例の基本的な部分、
まず3つのポイントに絞ってご説明をさせていただきます。1点目は「自治基
本条例はなぜ作られたのか」ということ。2点目に「そもそも自治とは何なの
かというところ」、3点目に「条例ができるとどうなるのかというところ」、
この3点についてご説明させていただきます。

次のページをお願いいたします。自治基本条例はなぜ作られたのかというこ
ろになります。よりよいまちづくりを進めていく上で、議会、行政がまちづ
くりのために努力していくことは当然ではございますが、町民の皆さんとの協
力によって、共に活動していくことで、よりよいまちづくりができると考えて
おります。

町民の皆さまにおかれましては、これまでも行政活動や町内会活動、ボランティア活動など、様々な場面で地域の活動にご協力をいただいているところですが、町の大きな方針を決めるなど、様々な場面で町民の皆さまに参画をいただきたいと思っております。町民のまちづくりへの参加については、明確に文書化したものがございませんでしたので、まちづくり委員会等で議論しながら策定したものが、美瑛町自治基本条例になります。まちづくりの主体は、町民、議会、行政の三者であると言われておりますが、その三者が住みよいまちづくりを進めていくこと、そして、町民主体の自治を推進していくために、それぞれの役割や責務などを示したものが、自治基本条例になります。

町民の皆さん、議会、行政の三者が協力し合って、住みやすい美瑛町を作っていきたいということをもみんなで共有し、実現していくのがこの条例の目的になります。この条例は先ほどもお話しましたが、町民の皆さまからならず、まちづくり委員会の中で、令和2年度から約2年半に渡る議論の中で作られております。

5ページになります。自治というのは、自分たちの地域のことは自分たちで考えて自分たちで決めて自分たちで行動するということを意味しております。自分たちが住む町のことは、町民の皆さんが主役となって作り上げていこうという考え方を示したものが、自治基本条例と言えます。国の法律の中でも、地方自治は、「その者の地域社会の住民の意思によって行われるべき」という考えが示されておまして、その考え方を、美瑛町独自にルール化したものがこの条例になっております。

続いて6ページになります。自治基本条例は、自分たちのまちを自分たちで住みよいまちにしようという理念を掲げたものですので、既に皆さまに取り組んでいただいている活動自体が自治基本条例に基づいており、例えば町内会活動への清掃活動や高校生の皆さまの美瑛町に関する情報発信、そういった活動も美瑛の自治に繋がっております。

人口減少や少子高齢化、担い手不足など本町では様々な課題を抱えておりますが、それらの地域課題を解決していくために、町民主体のまちづくりを実践していくこと、そして住みよいまちを作っていくという意識醸成を図っていくのが、この条例により明文化されているところです。もし、この条例がなかつ

たらどうなるのかと言いますと、極端に言えば、町民の意見を無視した行政主体の住みにくいまちが出来上がってしまう可能性がございます。

7ページになります。美瑛町自治基本条例は、未来の日のために必要なものと記載しておりますが、まちづくりに関わる皆さんが住みよいまちであり続けるために、美瑛町の将来ビジョンを描いて実現していくために、この条例が作られたといえます。

次に8ページになります。先ほどと少し重複しますが、この条例は、町民の皆さん、役場職員で構成される「自治基本条例策定専門部会」の中で議論され策定されました。議会の皆さん、議員の皆さまにもご参加いただき、三者で条例について学び、意見交換を行い、町民主体の自治について考えました。

9ページをお願いいたします。条例について学び、どういった項目を条例に盛り込むのが良いのか、話し合いを進めました。仕事終わりでも皆さんご参加いただきまして、熱心に協議の方を行っていただきました。

10ページをお願いいたします。令和2年度より専門部会で協議を重ねて、ついに美瑛町自治基本条例の原案が完成しました。その後、町民コメントで皆さまから意見を伺いまして、令和5年2月の議会で議決され、令和5年4月1日に施行となっております。

11ページご覧ください。条例は、全12章にわかれておりまして、条文としては50条で構成されたものとなっております。条文は、今回お配りしておりますパンフレットに書いてありますので、後ほどご覧いただければと思います。この条例につきましては、自治を推進するために大切にすべきこと、各機関の責任や役割、行政の運営の仕方などについて記載をしております。

12ページをお願いいたします。今回は時間も限られておりますので、ポイントを絞ってご説明させていただければと思います。

13ページをお願いいたします。第1章では、町民主体の自治を実現するための基本的な考え方を明確にしております。

14ページをお願いいたします。第1条では、この条例ではどんなことを定めているのか、また、条例を制定する目的について記載をしております。内容といたしましては、美瑛の自治に関する考え方、町民や議会、行政の役割と責務、自治推進のための基本的事項や仕組みをこの条例では掲げております。第

4条では、基本理念である町民が誇れる住みよいまちの実現、そのための五つの基本ルールについて記載をしております。この中でも情報共有、町民参加協働については、町民主体の自治を推進していくために必要な原則であり、この後の章にも詳しく内容が書かれております。

15ページをお願いいたします。重ねての説明にはなりますが、町民主体の自治を実現するためには、自治の担い手である町民、議会、行政の三者が、情報共有、町民参加、協働することが大切です。「3者で3原則」、こちらがキーワードになっております。特に情報共有、町民参加については重要だと感じておりまして、多くの方々に行政の情報に触れていただき、意見をいただけるように進めております。

16ページをお願いいたします。第2章は、その情報共有について記載をしております。町民の皆さん、議会、行政が、まちの課題と解決策を情報共有することで、行政への町民参加を促すことに繋がっております。

17ページをお願いいたします。行政側から町民の皆さまに対して情報提供することはもちろんですが、地域の皆さまからも地域の課題など、情報提供をいただくと開かれた自治が推進できます。行政側からの情報提供についてですが、町に対してあった意見、質問に対する回答をホームページで掲載したり、今開催しているような審議会の傍聴や議事録を公開して、行政がどのようなことを検討しその結果どうなったのか、皆さんが確認できるように進めているところでございます。

18ページをお願いいたします。第3章は、町民参加についてです。町民の皆さんが行政の場に参加していただく機会を保障し、ともに美瑛町を創ることを実現するための内容を記載しております。

19ページをお願いいたします。町民の皆さまは町政に参加していただき、議会と行政は町民の皆さまの意見を聞き、町政に反映することを基本としています。例えば、町政に参加する方法といたしまして、審議会の委員になり、会議に参加したり、町長がいる懇談会に参加したりするなどの方法もございます。町民の皆さまからの声を事業に反映する「まちづくり提案事業」というものも行っており、今年については45件、現時点で上がってきております。最近では、新たな制度を進めるに当たって、町民コメント制度を活用しまして、町民

の皆さまの声を反映できるようにするなど、少しずつではありますが、町民の皆さまの参加機会を増やすように取り組んでいるところでございます。

20ページをお願いいたします。まちづくりに参加する方法は様々でございます。多くの声が反映されるような方法を、今後も行政として検討してまいります。

21ページをご覧ください。第5章については、まちづくりに関わる上で、町民の皆さまの権利や役割について記載しています。町政情報を知り、参加する権利がある町民の皆さまは、同時に積極的に町政に参加し、自らの思いを言葉や行動に変えていただきたいと考えております。

22ページになります。第11章については、条例の見直し等について記載があり、自治推進委員会についても記載がございます。行政の参加状況や条例の運用状況、条例の見直しについて、自治推進に関する基本的な事項について審議を行うこととしております。

美瑛町自治基本条例についての説明は、以上になります。美瑛町は、これまで以上に町民主体のまちづくりを推進したいと考えております。三者で情報共有を行いまして、町民の皆さまの意見を反映できるよう、取組を進めていきたいと考えております。自治基本条例を基本とし、更によりよいまちづくりを進めていくためには、皆さまのご協力が必要になります。私の説明は以上になります。どうぞよろしくをお願いいたします。

(中山会長) ということで、今、(2)番のご説明でした。なるほど、というところなんです。(4)番目に意見交換があるってということなんで、そのまま(3)番の説明を進めてもらってよろしいですか。それでは(3)番の自治推進委員会について、説明いただきたいと思えます。

(餌取係長) はい。それでは(3)番について、総務課の餌取からご説明をさせていただきます。資料は1枚のほかに、逐条解説ですとか、条例、規則って沢山ついてるんですが、こちらは行政的に言いますと、法律に代わるようなものでとっても大事な書類なんですけど、非常に読むのに力がいらいます。これを要約したものが、先ほどの説明内容っていうような感じでイメージしてもらえればいいんですけど、これは委員の皆さんに資料としてお配りさせていただきました。この逐条解説とか条例に書いてあるものの中で、自治推進委員の要点

をまとめたものが資料の1番になります。2番のところでは、自治推進委員会に関する規定について、ピックアップして記載しております。

まず(1)番のところ、条例49条に「町長の附属機関としてこの委員会を設置します」ということが書いてあります。委員会に関することは、規則で定めますということで、条例の次に規則ってものがあるって、この規則の中に

(2)番の審議事項として、規則20条にですね、自治推進委員会は、町長の諮問に応じて調査、または、町長からの要請に応じて審議を行って答申するとなっております。「私達はこう思う」と回答する。このほか、町民参加の状況や条例の運用状況、条例の見直し、自治に関する基本的な事項を審議しますということが規則に記載がされています。

(3)番の会議ですが、これも規則に記載されていて、推進委員会は委員の過半数の出席をもって成立します。公開することが適当でないと認められる場合を除き、公開をします。という形で、会議については、公開すると。公開というと一般的には傍聴という形になるので、「何時何々の会議をやりますよ」と、たまに防災無線ですとか、LINEとかでお知らせがあるかと思うんですけども、この委員会についても同じような形で一般の方が見に来れるようなスタイルでやっていきますよってというのが規則で決まっています。

ここまでの、この自治推進会に関する規定の中身になります。これをもってですね、2番の「令和5年度の調査審議事項案」の内容について、事務局側からのご提案の部分になるんですが、今年、この委員会でどんな活動をしていったらいいか、どんな活動をこの規則とかに基づいてやっていこうかっていうところの話になります。

審議事項としまして、まず①点目、「町民意見の取扱い状況」ということで、役場の方には、例えばメールですとか、お電話ですとか、お手紙ですとか、いろんな形で行政の取組に対してご意見をいただきます。ご意見は様々で、「あそこ土砂が出て危ないから対応して欲しい」とか、「あそこの段差が危ないよ」というのもあれば、「どこどこの誰々のこういうので地域が困ってるんだけど何とかできないか」ですとか、いろんなご意見をいただいております。こちらのご意見をですね、どのような形で役場側が対応して、実際の課題解決だとか次のステップだとかに繋げていったかっていうことを、皆さんに広く共有した

り、お知らせしたりしているかということを確認していただくことはどうか考えております。例えば、どのぐらいの件数を、どのように対応し、どういった方法で公表したのかという点を、町側から「令和5年度は10件でした」のような形で皆さんにお知らせして、内容を見ていただいて、「これもっと他にも出せるんじゃないの」とか、「出し方もっとこういうふうに工夫した方がいいんじゃないの」みたいなご意見をいただいて、次の取組にいかしていく、というようなイメージになります。

次に②点目、「審議会の公開状況」になります。現在、会議の公開についても、全ての会議ではないんですが、例えば今日の会議みたいなものを議事録にして、1階の町民コーナーに備付けがされ、誰でも引見れるようになっていきます。そういった形で議事録の公開はしているんですけども、会議の傍聴というものはあんまり積極的には行ってなかったもので、この条例の考え方としては、皆さんに積極的にお知らせして、聞きたい方が聞きに来れるっていうような環境を作っていこうという内容になっております。会議の公開を進めるためには、一斉に始めることは難しく、委員の皆さんの同意がないと成立しないので、こういった形で公表だとか公開に繋げているかっていうところを、進み具合を見ていただくイメージになります。

そして③点目、「町民参加の状況」については、一般的にはパブリックコメントって言うんですけども、例えば何か新しい事業をやりますとか新しい制度を作りますというときに、町民の皆さんからご意見いただくような制度になります。ここ最近だと、パートナーシップ宣誓制度ですとか、税金の納付回数の変更ですとか、そういったものの制度変わるときに、パブリックコメントを行って意見をいただいています。そういったパブリックコメントの回数だとか、アンケート調査の回数だとか、そういったものがどんな感じで進んでるかっていうことをご審議いただくイメージになります。

④点目が「その他自治に関する基本的な事項」として、幅広く自治に関するものについてご意見をいただければというところで、審議事項について事務局案として考えているところです。

(2) 番のスケジュールについては、会議の回数のイメージなんですが、本日第1回目の会議ということで、年内12月に若しくは1月に第2回の会議と

して開催し、最後3回目の会議で先ほど申し上げた審議事項に沿って、行政側の方から今年を取組状況についてご報告をさせていただいたものに対して、ご意見をいただくというような流れはいかがかなと考えております。皆さまからいただいた意見について、行政側の方は令和6年度の情報公開ですとか、町民参加の部分に反映していければというような形で考えております。

第2回の委員会については、例えば美瑛町の行政の仕組み、行政区があつて議会があつてとか、大枠の自治の仕組みについて、意見交換したりですね、例えば町の事業何か一つをピックアップして、それについて「今こういった状態で町民参加を求めています、皆さんどうですか」みたいな感じで事例を出してやってみるのもいいかなと思つています。そのような形で自治推進委員会の取組について、理解を深めるような会議を次回できればと考えているところです。

以上が資料2の説明になります。よろしくお願ひいたします。

(新村課長) ただいま「(3)自治推進委員会について」ということで、先ほどの議題を含めて、正直、私達も初めてなので、皆さんと一緒に作って行かせていただければなと思ひながら、どんなのがいいのかなって考えながら、基本的な部分、「どういった町民の皆さんからの意見を取扱ひしてるか」みたいなところから、審議事項していただくのがよろしいのかなという形でのご提案になってます。

この委員会の設置目的にも謳われているんですが、この条例って、いろんな条例、何百って条例とか規則とかある中でも、ちょっと特異というか特殊です、条例を守り育てていくんだよっていう規定がある条例なんです。これは他の条例にはない規定で、要はこういった場で皆さんのいろんな意見を反映させながら、この条例が本当にあることによって、町民の方がこうなんだろう、意見を出しやすいだとか、それがその町の中に反映されやすいだとか、そういったことを目指している条例なんです。なので、守り育てていくっていうことになってるんです。要は、例えばこの中で「いやもっとこういうふうに制度変えたらいいよ」っていうことがあれば、当然この条例の改正も出てくるし、より町民の方がこの条例が動いていることによって、よりメリットを感じやすいようなそういったことを、この場でいろいろとざっくばらんで結構ですので、意見を出していただければというふうに思っています。

(新村課長) 特に今回高校生の皆さん2人の入っていただいたんですが、「条例」って聞いたことそもそもあんまりないよね。

(はいの声)

そうだよ。簡単に言うと、国には法律っていうのがあって、例えば、民法だとか、道路交通法だとか、刑法だとか、そういった法律っていうのは国のルールである。けども、この条例っていうのはその下に各自治体、例えば北海道とか美瑛町とか、旭川市とかそれぞれ、特に市町村で決めてるルールを、国では法律って言うんだけど、美瑛町とかほかの市町村では、条例っていう呼び方をしている。そういったところで、その条例のルールをより皆さんに使いやすいような形にしていこうという。はい、そういうこの会議の場です。

(橋本委員) 例えば具体的なにはどんなことですか。

(餌取係長) この自治基本条例に基本的な考え方を書いてあるんですけど、例えば景観条例では、ここの地域だったらこのぐらいの建物の大きさを建てるときは、こういった手続きを踏まないで建てられませんよとか、いろいろなそういうルールを美瑛町独自に決めることができるんですよ。大元にある法律の範囲内で決めることができる。

(橋本委員) 罰則もつくることできるんですか。

(餌取係長) 罰則を設ける場合もですね、関係官庁、検察庁でOK出さないとできないような仕組みになっています。罰金とか何とかがっていうのも、それも大元にある法律が許せる範囲までは、罰則が作れるんですよ。

この場については、そういった条例の建付けというか条例の作り方をっていうよりも、この自治基本条例の理念、例えば町民の皆さん、行政側、また議会っていう自治の基本になる三者がそれぞれ、情報を公開して、皆様公開をされた情報を使って町政に参加をして、お互いそれを共有しながら協働していく、お互いが連動して動いていくっていう仕組みづくりがちゃんと進んでいるかどうかを見ていただく役割になってます。

(井城副会長) 神戸からこちらに引っ越してきて4年なんですけど、こちらで暮らして本当にこんなに住みやすいというか、神戸ではいろんな不便なことがたくさんあるのが、ここへ来て本当に少なくなって。情報をいろいろといただけるし、いろんなことをしていただくと、この美瑛がこれよりももっと良くな

っていくために、今進めていくためにやっていくのが、町民もみんな参加できてちゃんとできてますねっていうようなことを確認していくって感じなんですよかね。

(**餌取係長**) そのようなイメージで、いいと思っています。

(**井城副会長**) はい。私は神戸から来て、感動することばかりだったんですね。やっぱりああいう大きいところは、一人の人間が一人の人間としてなかなか扱われないことも多くて。情報なんですけど、私は「美瑛便り」っていうのを美瑛に移住してくるまで、よく読んでいました。ふるさと納税をすると美瑛便りが送られてきて、美瑛での具体的な生活の様子を知るっていうのもすごく楽しみで、こんなふうにして日々の暮らしがわかって。今では、いろいろな情報が防災無線で聞けます。そういう情報をみんなに提供するってことに非常に進んでいるんじゃないかなと思うんですけど。今私が思っているのは、その美瑛にどういう課題というか、そういうのを見ていったらいいのかなって思っているところです。

(**中山会長**) ありがとうございます。自治基本条例って言ったらもう、全国でどのぐらいの数のところがこの基本条例をやって、成功してる事例が多分あると思うんですけど、やっぱりそこに倣ってというような感じ。はい。

(**結城主事**) 条例を作るときは、策定部会を作って町民の皆様と役場職員と議会の皆さまと意見交換していく中で、視察先としては美幌町が先進的な取組をされておりまして、視察に行ってますね、話を聞いてですね、そういったものを参考に、美瑛町の方でもこういった自治基本条例を作っています。

(**餌取係長**) 美瑛町では、自治基本条例に先だって、「住みよいまちをみんなで作る条例」、平成16年ぐらいに制定されていて、今回そこからこの自治基本条例に進化した形になっています。

(**新村課長**) 以前の条例の対象がですね、町民と行政、この二つだけだったんですよ。自治は、それに本当は議会も加わって三者で回していくってのが基本的なもので、今回この中に議会を入れて、きちんとその三者のルール化を図ったっていうのも一つありますね。はい。今回皆さん委員の方々も、先ほど自己紹介いただいた中でもあったとおり、美瑛町にずっと住まれている方、それから、移住されている方、それから職業もいろいろ、高校生もいて、そういった

多様な意見をですね、よりいかして、この条例をもっともっとなですね、先ほどおっしゃっていただいたように、情報の発信だとか、共有だとか、町民の声を反映させるかとか、そういったその部分にいかしていききたいなというふうに思っています。いずれにしても、あまり最初からハードルを上げないで、本当に優しいところから。我々もそうですけども、始めていきたいと思いますんで。

(中山会長) はい。皆さんから何でも聞いてもらって、やっぱり少し今年度はこうやって噛み砕いてもらいながら教えてもらわないと、わからないですよ。元々そういう条例もあったのは自分も承知はしてるけども、正直、あんまり関知してないっていうのは、うちらが言ったところで、どうにでもなるわけなし、それはそういう専門の人が担当していると思ってるんですよ。多分。こういうのに選ばれなかったら、自治基本条例とかあっても、今度はうちらが選んだ議員さんたちがいて、その人たちの意見っていうのも反映されるんだから。と、思いがち。

(新村課長) あんまり難しくも構えないで、普段生活してる中、これをやるともうちょっとこういう情報あったらいいのになっていう部分だとか、広報を読まれていて、もうちょっとこわかりやすくこうしたらいいのになっていうレベルで全然OKだと思うんですよ。

(松田委員) なんていうんですかね、条例っていうと、どうしても規則とかっていうイメージがすごい強いじゃないですか。例えば、先ほどおっしゃったけど、あの景観条例、建物何メートル以上作っちゃいけませんよとかっていう、多分これに関しては何て言うんだらう、今感じたのは、規則ってよりもどちらかという、何か住みよいまちにしていこうっていうイメージが強いのかなって。ただ条例とはちょっと違うのかなっていう気もしないではないんですけども。そんな感じですよ。

(餌取係長) 目指す姿という考え方、理念というかもしれないですね。

(中山会長) そうですね。ありがとうございます。

(餌取係長) 一点確認というか、私、先ほど説明の中で、会議の傍聴の話をちょっと触れさせていただいたんですけども、同じくこの自治基本条例の中にまちづくり委員会っていう別に規定されているんですが、そちらの方も会議の傍聴を行っています。「いついつ委員会やりますので、傍聴されたい方はどうぞ

何時までお越しく下さい」っていうような形で、開かれた会議にしていく。これについては、委員の皆さんの同意というか、ご承諾いただいて進めていかなきゃならないなと考えております。今回はお知らせしてないですが、例えば防災無線やラインとかを使って、教育委員会会議や議会とかと同じような形でお知らせしていくイメージになるんですけども、そこだけご承諾の方いただければと思います。

(橋本委員) この条例って今年から始まりましたよね。

(餌取係長) はい。

(橋本委員) 4月の時点で広報等はしているんですよね。

(餌取係長) はい。

(橋本委員) 今の感覚になると思うんですけど、町民はこの条例の存在を知ってるのかな。今年から始まったって知ってる認知度みたいな。なんでもっと早くから知らせてこなかったのかって。

(結城主事) 制度の周知っていうところに関しましては、7月にですね、町民向けの説明会ということで、広報でもそうですし、LINEや防災無線でご案内をしているところだったんですけど、8から10人ぐらいの参加だったんですよね。一応そういった場では、説明の機会を設けてはいるんですけど、なかなか皆さんに認知されていないのが現状です。

(餌取係長) 条例を作るまでの間、共有ビジョンですとか、いろいろなものも広報紙だとかそういったものに定期的に載せていって、今年の3月議会でこの条例が可決された後、4月号か5月号とかから積極的に周知しています。今日お配りしてる冊子も全戸配布しているので、橋本さんおっしゃるとおり、認知度となるとどのぐらいなのかなっていうのは。個人的にも、条例の中身を本当にこういうものなんだなっていうふうにご理解いただけるっていうのは、少しずつ時間かけていく必要があるのかなと考えています。

(中山会長) それも含めてこういった会議で話していく必要があるんでしょうね。よろしいですか。

(はいの声) それでは(5)番のその他に入ります。

(餌取係長) 事務局の方からは、次回会議のご案内等については、またお手紙などでお知らせしたいなと思うんですけど、開催の時間なんですけど、今回と同

じく4時の時間帯ってというのは皆さんいかがです。大体1時間から1時間半ぐらあっていうふうに見ていただければと思うんですけど。例えば4時半とかの方が良いですか。

(良いの声)

わかりました。それでは、4時、4時半を基本のスタート時間で長くてもそこから大体1時間半ぐらあっていうイメージで、会議のご案内をするような形でいいでしょうか。

(良いの声)

ありがとうございます。はい、事務局の方からは以上になります。

(中山会長) あと、皆さんの方から、何かありますか。

(なしの声)

それでは、その他について終わりたいと思います。はい、それでは皆さん、大変お疲れ様でした。初めての委員会ということですが、先ほども申し上げた通り、あまり難しく考えないですね、まずは進めていきたいというふうに思いますので、引き続きよろしく願いいたします。本日もありがとうございました。

以上